

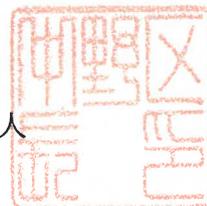
中野区告示第 (4号)

令和8年度労働報酬下限額について

令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号）第8条第3項の規定により、以下のとおり告示する。

令和8年2月20日

中野区長 酒井 直人



工事又は製造の請負契約

(単位：円／1時間あたり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	3,453	27	普通船員	3,678
02	普通作業員	3,037	28	潜水士	5,928
03	軽作業員	2,103	29	潜水連絡員	4,297
04	造園工	3,116	30	潜水送気員	4,038
05	法面工	3,780	31	山林砂防工	3,656
06	とび工	3,723	32	軌道工	6,603
07	石工	3,723	33	型わく工	3,712
08	ブロック工	3,645	34	大工	3,442
09	電工	3,858	35	左官	3,802
10	鉄筋工	3,802	36	配管工	3,386
11	鉄骨工	3,352	37	はつり工	3,510
12	塗装工	4,106	38	防水工	4,297
13	溶接工	4,286	39	板金工	4,027
14	運転手(特殊)	3,498	40	タイル工	3,127
15	運転手(一般)	2,880	41	サッシ工	3,746
16	潜かん工	4,196	42	屋根ふき工	4,027
17	潜かん世話役	5,028	43	内装工	3,870
18	さく岩工	4,725	44	ガラス工	3,757
19	トンネル特殊工	4,252	45	建具工	3,870
20	トンネル作業員	3,611	46	ダクト工	3,386
21	トンネル世話役	4,815	47	保温工	3,217
22	橋りょう特殊工	4,128	48	建築ブロック工	3,723
23	橋りょう塗装工	4,106	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	50	交通誘導警備員A	2,306
25	土木一般世話役	3,870	51	交通誘導警備員B	2,103
26	高級船員	4,466	52	上記以外の職種、未熟練工等	1,636

以上

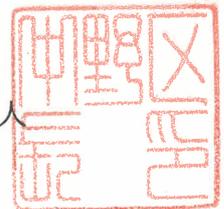


令和8年度労働報酬下限額について（告示）

令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号）第8条第3項の規定により、以下のとおり告示する。なお、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額については、令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省から公表され次第、告示する。

令和8年1月5日

中野区長 酒井 直人



工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間あたり1,510円
---------	--------------

※ただし、以下に示す施設（中野区外の施設）の指定管理協定に係る労働報酬下限額は、この金額によらず以下のとおりとする。

軽井沢少年自然の家	1時間あたり1,306円
-----------	--------------

